

令和5年度

高槻市農地等利用最適化推進
施策等に関する意見への回答

令和4年12月26日

高 槻 市

1 都市農業振興施策全般について

①農業経営継続のための税負担等の軽減

相続税納税猶予制度の維持・継続をはじめ、猶予期間の短縮につきましては、国の「都市農業振興基本計画」において講ずべき施策の一つに税制上の措置が位置づけられていることも踏まえ、引き続き様々な機会を通じ、国に働きかけてまいります。

②優良な担い手の確保や受託組織への支援

地域の農業者や大阪府等関係機関と連携し、市内新規就農者の技術指導や農地拡大等のサポートを行うことで、認定新規就農者を育成し、担い手不足の解消に努めてまいります。また、大阪府やJA等関係機関をはじめ地域の農業者とともに連携しながら、受託組織への支援など、優良な担い手の確保や育成に向けた施策を展開してまいります。

③肥料等の高騰への対策

令和4年度においては、小規模農家に対しても支援できるよう、市独自の支援策を創設し、取り組んでおります。

④農業者と行政の積極的な意見交換

農業関係団体や地域との意見交換や勉強会等を開催しておりますので、引き続きこれらの機会を通じ、地域の実情に応じた効果的な施策の実施に努めてまいります。

⑤高温障害対策

高温障害への対応品種の開発状況については、大阪府等を通じて情報収集に努めており、引き続き、国、大阪府及び関係機関の動向を注視し、府内の高温障害の状況や研究状況等の情報収集と情報提供に努めてまいります。

2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について

①学校学習田支援事業

本事業は、児童が農業や自然環境、食に対する理解を深めるだけでなく、地域・保護者の方々とともに力を合わせて取り組むことで、地域と学校のつながりを深める契機にもなっております。

令和4年度につきましても、小学校31校で実施させていただきました。

今後も予算確保に努めるとともに、協力農家や関係各所と引き続き連携を図りながら、支援していきたいと考えております。

頂戴しましたご意見等については、関係機関において、情報共有が図られるよう努めてまいります。

②学校給食における地産地消の推進

高槻産農産物につきましては、引き続き学校給食において可能な限り使用するよう努めてまいります。

また、米飯給食の麦との混合による提供については、学校給食摂取基準を踏まえ、バランスよく適切に組み合わせた上、実施してまいります。

高槻産農産物の使用枠は確保しており、それを満たすよう生産者に供給量の増加を働きかけてまいります。

3 農地の保全に向けた農業施設の整備について

①農道や農業用水路等の整備

地元農業関係団体等が管理する農業用水路等の農業施設の老朽化対策に係る予算については、地元農業関係団体等と協議・調整の上、農業基盤保全事業の予算確保に努めてまいります。

また、計画的な農道整備を実施するほか、市が管理している農道や水路につきましては、適正な維持管理に努めてまいります。

②農業基盤保全事業の利用推進

地元農業関係団体等が所有する水路等農業施設につきましては、地元管理を原則としていることから、地元での維持管理をお願いします。市が管理している農道や水路につきましては、適正な維持管理に努めてまいります。

農業基盤保全事業の一般土地改良における畦畔等改良整備の採択基準につきましては、限りある補助金を有効に活用するため、これまで通り実施してまいります。また、複数年度にわたる事業の実施が可能となっております。また、採択要件を緩和した需給調整促進特別対策事業がありますので、一般土地改良事業の要件に満たない小規模な事業はそちらをご活用ください。

③農業用水の確保対策

地元農業関係団体等が所有する農業用水確保のための井戸及びため池につきましては、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。また、ため池の耐震診断については、現在、大阪府が防災重点農業用ため池を対象に一定規模以上のものから順次実施されており、その他の規模のため池についても早期に実施していただくよう要望してまいります。

④小規模な農地の集約化事業の推進

小規模基盤整備事業につきましては、さらなる周知に努め、農業者の要望や実情に応じた効果的な事業を実施してまいります。

4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について

①有害鳥獣対策

- (Ⅰ) 予算につきましては、被害状況を踏まえ、本事業に対する農業者の需要も高いことから、引き続き予算の確保に努めてまいります。
- (Ⅱ) 有害鳥獣による被害状況調査の結果や各地区からの有害鳥獣被害防止施設設置事業の申請状況等も踏まえ、引き続き予算の確保に努めてまいります。
- (Ⅲ) 有害鳥獣の防除対策としての捕獲檻の設置につきましては、国事業を活用し設置数の拡大に努めており、地域農業者と協議し、既存檻の再配置等の有効利用を図ります。また、アライグマによる被害対策として、令和4年度は捕獲檻を増加し、檻の貸出体制の強化を図っております。
なお、捕獲檻・囲い罠以外の罠につきましては、危険性や運用面に課題があることから、対象としておりません。
- (Ⅳ) サルやイノシシ等による農作物への被害対策につきましては、猟友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。また、有害鳥獣被害防止施設設置事業の活用も併せてご検討ください。
- (Ⅴ) 農産物に被害をもたらす様々な種類の有害鳥獣の対応につきましては、猟友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。

②ジャンボタニシの防除対策

ジャンボタニシの被害防除につきましては、地域での水路清掃活動や、利水管理等において防除に努めていただくようお願いいたします。なお、面的一斉駆除や農薬等に対する支援につきましては、各農業者や実行組合等で対応をお願いしたいと考えております。有効な防除対策の指導については、大阪府や関係団体と連携して被害防除に向けた情報提供に努めてまいります。

③不法投棄への対策

不法投棄につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」におきまして農地や山林に関わらず規制されており、個人及び法人ともに罰金や懲役等の罰則が設けられております。公共の場所へ不法投棄があった場合には、対策も含めてその場所の管理者へ、私有地の場合には警察へご相談ください。

農地へのゴミの不法投棄につきましては、告知看板等による啓発に努めてまいります。フェンスの設置につきましては、各農業者や農業関係団体等での対応をお願いいたします。

④農業用水路等の管理

市が管理する公有水路につきましては、引き続き、清掃等を行い、機能維持に努めてまいります。また、草やゴミの回収につきましても、地元農業関係団体等と連携しながら、継続してまいります。

⑤農道の管理

農道等での迷惑駐車等につきましては、地域において対応いただくとともに、告知看板等による啓発に努めてまいります。指導等が困難な場合につきましては、関係機関と連携した対応をお願いいたします。

⑥農道や農業用水路の恒常的管理

地元農業関係団体等が所有する農道や農業用水路につきましては、地元管理を原則としていることから、持続可能な管理方法等についてご検討いただきますよう、お願いいたします。また、地元で施工された里道の除草におけるトラブルは本市では対応いたしかねますが、市が管理する里道や農道、公有水路等につきましては、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

⑦ため池の適正な管理

ため池に入るなどの行為は、安全面においても非常に危険であるため、学校を通じて小中学生に対し、ため池に立ち入らないよう指導してまいります。

地元農業関係団体等が所有する水路・ため池等の安全管理のための施設については、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。ため池の耐震診断については、現在、大阪府が防災重点農業用ため池を対象に一定規模以上のものから順次実施されており、その他の規模のため池についても早期に実施していただくよう要望してまいります。また、ヒシ等の駆除対策につきましては、日常管理の一環としてご対応ください。

⑧農業用水の水質保全

農業用水路や河川等の水質検査につきましては、令和4年度現在、市内22地点において定期的を実施し、その結果を市ホームページ等にて公表しております。また、パトロールや通報等により水質汚濁等が確認された場合は、速やかに流出した油の回収や流出防止対策を行うとともに原因者に対する改善指導を行い、再発防止を図っております。

⑨良好な農空間の維持

開発事業者には、開発条例における本市との事前協議の際に、周辺の営農に支障をきたさないよう、地元農業関係団体との協議・調整を図るよう引き続き指導してまいります。

付帯する意見・要望

①樫田地区における山林の保全対策

樫田地区の災害復旧への対応につきましては、これまで大阪府森林組合が実施する「森林災害復旧事業」に本市、国、大阪府が協調支援し、迅速かつ計画的な森林の復旧に向け取り組んでまいりました。今後も引き続き、関係機関と連携しながら被災森林の復旧をはじめ、

新たな災害等へも適切に対応してまいります。

また、里山整備について、持続的な整備を実施する団体に対して引き続き支援を行ってまいります。

②檜田地区における溪流とその付近の保全対策

市が管理する農道や公有水路につきましては、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。また、府が管理する河川については機能に支障がないよう適切に維持管理を行うよう要望してまいります。地元農業関係団体等の施設である用水確保のための取水施設については、農業基盤保全事業をご活用ください。

危険溪流の流木対策としましては、大阪府により森林環境税を財源とした、治山ダムの設置に順次取り組まれており、今後も引き続き継続的に行われるよう、要望を行ってまいります。また、流木や道路沿いの倒木につきましては、国や大阪府等と連携して対応してまいります。

ため池の耐震診断については、現在、大阪府が防災重点農業用ため池を対象に一定規模以上のものから順次実施されており、田能地区の5箇所のため池についても、早期に実施していただくよう要望してまいります。

③芥川地区における芥川流域の浚渫等

大阪府においては、府管理河川の堆積状況調査に基づき、計画的に浚渫が行われているところですが、地域の要望を伝え、引き続き浚渫や草刈り等について適切に維持管理を行うよう要望してまいります。

④女瀬川流域の浚渫工事等

女瀬川につきましては、河川管理者である大阪府に対し、地域の要望を伝え、浚渫や草刈り等について適切に維持管理を行うよう要望してまいります。また、関連する公有水路につきましては、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

⑤五領地区を中心とした河川の浚渫工事

一乗寺川や三五郎川、萩之庄川につきましては、引き続き、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

⑥淀川堤防部分の雑草対策

淀川堤防につきましては、河川管理者である国に対し、草刈り等適切に維持管理を行うよう要望してまいります。また、市が管理する公有水路につきましては、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

⑦排水機場周辺の適正な管理

道鶴・前島地区における排水機場周辺の公有水路につきましては、地元農業関係団体等

と協議・調整しながら、引き続き、整備・維持管理を行ってまいります。

⑧芥川流域の取水堰堤の補修

用水確保のための取水堰堤等については、地元農業関係団体等の施設となるため、農業基盤保全事業の活用について検討をお願いいたします。

⑨五領地区における環境保全

引き続きパトロールで産業廃棄物処理業者の事業場周辺の状況を確認するとともに、状況に応じて飛散・流出を防止するための必要な措置を講じるよう、事業者に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導を行ってまいります。

農業用水路や河川等の水質検査につきましては、令和4年度現在、五領地区を含む市内22地点において定期的実施し、その結果を市ホームページ等にて公表しております。

三五郎川等、市が管理する公有水路につきましては、関係機関及び団体とともに、必要に応じて現地確認等を実施し、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

イノシシ等による農作物への被害対策につきましては、猟友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。また、有害鳥獣被害防止施設設置事業の活用も併せてご検討ください。

⑩新名神高速道路周辺の営農環境への配慮

西日本高速道路株式会社としては、油流出防止のため、油水分離槽等を設置・運用されていると伺っております。また、交通事故等による油の流出等により水質汚濁等のおそれもしくは確認された場合は、事象に応じて関係機関と連携し、被害拡大防止のため迅速に対応してまいります。

⑪市道原成合線周辺の営農環境への配慮

不法投棄防止につきましては、不法投棄禁止の警告看板設置やパトロールを実施してまいります。

農業用水路等につきましては、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

⑫農用地について

農業振興地域制度に基づく農用地については、農林水産大臣の定める農用地等の確保等に関する基本方針において、農用地等をできるだけ保全・確保するために、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図るとされており、本市においても、当該方針に基づき制度の運用を図ってまいります。

⑬レンゲの里、コスモスロードやチューリップフェスタ事業の推進

レンゲの里やコスモスロード等については、農業に関する地域住民の理解に資するだけでなく、本市の魅力向上にも大きく寄与していることから、今後も関係機関と連携を図りながら支援してまいります。